

平成 27 年 3 月 4 日

第 2 回南知多町議会定例会会議録

1 議 事 日 程

3月4日（2日目）

- 日程第1 議案第2号 知多地方教育事務協議会規約の変更について
- 日程第2 議案第3号 固定資産評価員の選任同意について
- 日程第3 議案第4号 南知多町医師確保修学資金貸与条例の制定について
- 日程第4 議案第5号 南知多町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第5 議案第6号 南知多町地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の制定について
- 日程第6 議案第7号 南知多町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第8号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第9号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第10号 南知多町教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第11号 南知多町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第12号 南知多町行政手続条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第13号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第14号 南知多町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第15号 南知多町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第16号 南知多町立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第17号 南知多町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第18号 南知多町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第19号 南知多町使用料条例の一部を改正する条例について

- 日程第19 議案第20号 南知多町保育所保育の実施条例を廃止する条例について
- 日程第20 議案第21号 平成26年度南知多町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第21 議案第22号 平成26年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第23号 平成26年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第23 議案第24号 平成26年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第25号 平成26年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第26号 平成27年度南知多町一般会計予算
- 日程第26 議案第27号 平成27年度南知多町国民健康保険特別会計予算
- 日程第27 議案第28号 平成27年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第28 議案第29号 平成27年度南知多町介護保険特別会計予算
- 日程第29 議案第30号 平成27年度南知多町漁業集落排水事業特別会計予算
- 日程第30 議案第31号 平成27年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計予算
- 日程第31 議案第32号 平成27年度南知多町水道事業会計予算
- 日程第32 請願第1号 国民健康保険への県補助金の復活と拡充を求める意見書の提出を求める請願
- 日程第33 請願第2号 全原発の再稼働の断念を求める意見書の提出を求める請願

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員（11名）

1番	石黒正重	3番	高原典之
4番	清水英勝	5番	藤井満久
6番	山下節子	7番	吉原一治
8番	鳥居恵子	9番	松本保
10番	鈴川和彦	11番	榎本芳三
12番	榎戸陵友		

欠席議員 (なし)

欠 員 (1名)

4 説明のため出席した者の職・氏名

町 長	石 黒 和 彦	副 町 長	北 川 眞木夫
総 務 部 長	渡 辺 三 郎	総 務 課 長	大 岩 良 三
検 査 財 政 課 長	中 川 昌 一	防 災 安 全 課 長	石 黒 廣 輝
税 務 課 長	柴 田 幸 員	企 画 部 長	齋 藤 恵 吾
企 画 課 長	林 昭 利	地 域 振 興 課 長	鈴 木 良 一
建 設 経 済 部 長 兼 産 業 振 興 課 長	平 山 康 雄	建 設 課 長	吉 村 仁 志
水 道 課 長	石 堂 和 重	厚 生 部 長	早 川 哲 司
住 民 課 長	宮 地 廣 二	福 祉 課 長	河 合 高
環 境 課 長	鈴 木 喜 雅	保 健 介 護 課 長	鈴 木 正 則
教 育 長	大 森 宏 隆	学 校 教 育 課 長	内 田 静 治
社 会 教 育 課 長	石 川 芳 直	学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	細 谷 秀 昭
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	石 堂 登久則		

5 職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	竹 味 英 季	主 査	保 母 公 次
-------------	---------	-----	---------

[開議 9時29分]

○議長（榎戸陵友君）

皆さん、おはようございます。

本日は、3月定例町議会2日目に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしく願いいたします。

日程第1 議案第2号 知多地方教育事務協議会規約の変更について

○議長（榎戸陵友君）

日程第1、議案第2号 知多地方教育事務協議会規約の変更についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育長、大森君。

○教育長（大森宏隆君）

それでは、議案第2号 知多地方教育事務協議会規約の変更につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明をごらんください。

1の改正の理由ですが、知多5市5町の教育委員会の権限に属する教育に関する一部の事務を共同して管理、執行及び連絡調整を図ることを目的として、昭和44年8月1日に設立した知多地方教育事務協議会の規約について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成26年6月20日に公布され、本年4月1日から施行されることに伴い、現行規約を変更するため、地方自治法第252条の6において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決が必要であるからでございます。

2の改正の内容ですが、改正法第13条により、教育委員長と教育長を一本化し、新たな教育長が教育委員会の代表者となるため、知多地方教育事務協議会の委員構成者を関係市町教育委員会の教育長及び教育委員会委員を代表する者に改めるものでございませ

て、規約第8条関係の変更でございます。

3の施行期日ですが、平成27年4月1日でございます。

次のページに新旧対照表を添付させていただきましたので、御参考にしてくださいようお願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第2号の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第3号 固定資産評価員の選任同意について

○議長（榎戸陵友君）

日程第2、議案第3号 固定資産評価員の選任同意についての件を議題といたします。

執行部の人事案件の関係職員は退席してください。

（副町長 北川眞木夫君 退場）

提案理由の説明を求めます。

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

議案第3号 固定資産評価員の選任同意につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

固定資産評価員は、地方税法第404条第2項の規定に基づきまして、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、町長が議会の同意を経て選任することとなっております。

評価員の鳥居敏正さんが、副町長を退任されたことに伴い、評価員の退職申出書が提

出されました。つきましては、後任の評価員の選任に当たり、副町長の北川眞木夫さんが適任であると考えておりますので、選任いたしたく、御同意をお願いするものであります。

北川眞木夫さんは、昭和56年に南知多町職員として勤務し、以来、南知多町職員として農業水産課長、産業振興課長を務めてまいりました。行政経験豊かな副町長であります。皆様の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

以上で提案理由の説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第3号 固定資産評価員の選任についての同意を求める件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件はこれに同意することに決定しました。

執行部関係職員は、復席してください。

（副町長 北川眞木夫君 入場・復席）

日程第3 議案第4号 南知多町医師確保修学資金貸与条例の制定について

○議長（榎戸陵友君）

日程第3、議案第4号 南知多町医師確保修学資金貸与条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長、早川君。

○厚生部長（早川哲司君）

それでは、議案第4号 南知多町医師確保修学資金貸与条例の制定につきまして制定理由の説明を申し上げます。

制定理由の説明書をごらんください。

1. 制定の理由は、地域医療における医師の確保を図るため新たに条例を制定する必要があるからであります。

2. 制定の主な内容の(1)対象者は、大学生となった年度の前年度末において、本人または扶養義務者が町内に住所を有する者であって、将来、町内で開業医を目指すため指定公的医療機関に勤務しつつ、町内の指定医療機関において医療業務に従事しようとする大学生及び大学院生とするもので、第3条関係であります。

(2)貸与金額は、月額20万円で、入学年度には100万円を加算することとします。第4条関係であります。

(3)貸与期間は、大学または大学院の正規の修学期間が終了する月まででございます。同じく第4条関係であります。

(4)返還免除は、(ア)当然免除といたしまして、臨床研修等の課程を修了し、引き続き、修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間、医師として、指定公的医療機関に勤務しつつ、町内の指定医療機関の医療業務に従事したときとするものでございます。第9条関係でございます。

(イ)裁量免除といたしまして、修学資金の貸与を受けた者が死亡、疾病、災害その他やむを得ない理由により業務に従事することができなくなったときとするもので、第10条関係であります。

3. 施行期日は、平成27年4月1日から施行し、同日以後に大学生となった者に適用するものでございます。

以上で制定理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第4号の件については、文教厚生委員会に付託

することに決定しました。

日程第4 議案第5号 南知多町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について

○議長（榎戸陵友君）

日程第4、議案第5号 南知多町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長、早川君。

○厚生部長（早川哲司君）

それでは、議案第5号 南知多町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定につきまして制定理由の説明を申し上げます。

制定理由の説明書をごらんください。

1. 制定の理由は、介護保険法の一部改正が平成26年4月1日から施行されたことにより、新たに条例を制定する必要があるからであります。

2. 条例の主な内容は、(1)指定介護予防支援の事業の人員、運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法及び基準該当予防支援に関する基準につきましては、基準は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に定めるとおりとする者で、第2条関係でございます。

(2)申請者の資格は、申請者は法人とするもので、第4条関係であります。

(3)委任は、施行に必要な事項は町長が定めるものとしております。第5条関係であります。

3. 施行期日は、平成27年4月1日からでございます。

以上で制定理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第5号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第5 議案第6号 南知多町地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の制定について

○議長（榎戸陵友君）

日程第5、議案第6号 南知多町地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長、早川君。

○厚生部長（早川哲司君）

それでは、議案第6号 南知多町地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の制定につきまして制定理由の説明を申し上げます。

制定理由の説明書をごらんください。

1. 制定の理由は、介護保険法の一部改正が平成26年4月1日から施行されたことにより、新たに条例を制定する必要があるからでございます。

2. 条例の主な内容は、(1)包括的支援事業を実施するために必要な基準は、介護保険法施行規則第140条の66に定める基準とするものでございます。第2条関係であります。

(2)委任は、施行に関し必要な事項は、町長が定めるものとしております。第3条関係であります。

3. 施行期日は、平成27年4月1日からであります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第6号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第6 議案第7号 南知多町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例の制定
について

○議長（榎戸陵友君）

日程第6、議案第7号 南知多町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長、渡辺君。

○総務部長（渡辺三郎君）

議案第7号 南知多町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例の制定につきまして制定理由の説明を申し上げます。

制定理由の説明をごらんください。

1の制定の理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成26年6月20日に公布され、本年4月1日から施行されることに伴いまして、新たに条例を制定する必要性が生じたものでございます。

2の制定の内容は、(1)といたしまして、教育長の勤務時間、休日、休暇等については、一般職の職員の例によるもので、第2条関係であります。

(2)教育長の職務に専念する義務の免除については、一般職の職員の例によるもので、

第3条関係であります。

3の施行期日等です。(1)施行期日は、改正法の施行日の平成27年4月1日です。

(2)南知多町教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の廃止は、改正法附則第8条により、教育公務員特例法第16条の規定が削除され、本条例の根拠規定がなくなるため、廃止いたします。

(3)経過措置といたしまして、改正法附則第2条により、この条例の施行の際、現に在職する教育長の教育委員会の委員としての任期が満了する日（当該満了する日の前に教育長が欠けた場合にあつては、当該欠けた日）までは、この条例の規定を適用しないこととするものです。

以上で制定理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第7号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第7 議案第8号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する
法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（榎戸陵友君）

日程第7、議案第8号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長、渡辺君。

○総務部長（渡辺三郎君）

議案第8号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきまして制定理由の説明を申し上げます。

制定理由の説明をごらんください。

1の制定（改正）の理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、平成26年6月20日に公布され、本年4月1日から施行されることに伴いまして、関係条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。

2の改正の主な内容です。(1)南知多町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例は、改正法第13条により、教育委員長と教育長を一本化し、新たな教育長が教育委員会の代表となり、教育委員長職がなくなるため、同職の報酬に係る規定を削除するもので、第1条関係の改正であります。

(2)南知多町職員定数条例は、改正法による条項移動のため、第1条中「第21条」を「第19条」に改めるもので、第2条関係の改正であります。

(3)南知多町表彰条例は、改正法第3条により、新たな教育長は、教育委員会の構成員であります。教育委員ではなくなるため、当該教育長に係る表彰基準を新たに規定するもので、第3条関係の改正であります。

(4)南知多町特別職報酬等審議会条例は、改正法第4条により、新たな教育長は、町長が議会の同意を得て直接任命する職として特別職の身分を有することになるため、当該教育長の給料の額について、審議会の所掌事項に加えるもので、第4条関係の改正でございます。

3の施行期日等です。(1)施行期日は、改正法の施行日の平成27年4月1日です。

(2)経過措置としましては、改正後の各条例（南知多町職員定数条例（第2条関係）を除く）の規定は、改正法附則第2条により、この条例の施行の際、現に在職する教育長の教育委員会の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に教育長が欠けた場合にあつては、当該欠けた日）までは適用せず、この条例による改正前の各条例の規定は、なおその効力を有することとしています。

また、制定理由の次のページに、この条例の制定に関する各条例の新旧対照表をつけていますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で制定理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第8号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第8 議案第9号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（榎戸陵友君）

日程第8、議案第9号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長、渡辺君。

○総務部長（渡辺三郎君）

議案第9号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。

提案理由の説明をごらんいただきたいと思っております。

1の改正の理由でございます。町特別職報酬等審議会より平成27年1月19日付で町長に答申がされたことに伴いまして、同審議会の答申を尊重し、議員報酬の引き上げを行うため、現行条例の一部を改正する必要が生じたからであります。

2の改正の内容は、表をごらんいただきたいと思っております。金額は、議員報酬の月額を表示しております。

議長におきましては、現行「33万8,000円」を「34万5,000円」に、副議長は「25万7,000円」を「26万2,000円」に、常任委員長は「24万1,000円」を「24万6,000円」に、議会運営委員長は「24万1,000円」を「24万6,000円」に、議員は「23万2,000円」を「23万7,000円」にそれぞれ引き上げるもので、別表関係の改正となります。

3の施行期日は、平成27年4月1日であります。

また、提案理由の次のページに、この条例の新旧対照表をつけておりますので、またごらんいただきたいと思っております。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第9号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

**日程第9 議案第10号 南知多町教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する
条例の一部を改正する条例について**

○議長（榎戸陵友君）

日程第9、議案第10号 南知多町教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長、渡辺君。

○総務部長（渡辺三郎君）

議案第10号 南知多町教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明をごらんください。

1の改正の理由でございます。議員報酬並びに町長及び副町長の給料について、町特別職報酬等審議会より平成27年1月19日付で町長に引き上げの答申がなされたことに伴い、同審議会の答申を尊重し、教育長の給料についてもこれに準じて引き上げを行うた

め、現行条例の一部を改正する必要が生じたからでございます。

2の改正の内容は、教育長の給料月額、現行「53万7,000円」を、改正案「55万3,000円」に引き上げるもので、第2条第1項関係の改正となります。

3の施行期日は、平成27年4月1日であります。

提案理由の次のページに、この条例の新旧対照表をつけておりますので、またごらんいただきたいと思っております。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第10号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

**日程第10 議案第11号 南知多町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する
条例の一部を改正する条例について**

○議長（榎戸陵友君）

日程第10、議案第11号 南知多町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長、渡辺君。

○総務部長（渡辺三郎君）

議案第11号 南知多町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明をごらんください。

1の改正理由でございます。町特別職報酬等審議会より平成27年1月19日付で町長に答申がされたことに伴い、同審議会の答申を尊重し、町長及び副町長の給料の引き上げを行うこと及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、平成26年6月20日に公布され、本年4月1日から施行されることに伴いまして、現行条例の一部を改正する必要が生じたからであります。

2の改正の内容です。(1)改正法第4条により、新たな教育長は、町長が議会の同意を経て直接任命する職として特別職の身分を有することとなるため、教育長の給与等についても、本条例の規定に加えるよう改めるもので、第1条第3号関係の改正となります。

町長、副町長の給料の改正及び教育長の給料の追加です。表をごらんいただきたいと思ます。

金額は、給料月額を表示しております。町長につきましては、現行「74万9,000円」を改正案「77万1,000円」に、副町長は「58万5,000円」を「60万3,000円」に、また教育長の給料は、この条例改正で初めて追加するため、現行金額の表示をしておりません。この条例で55万3,000円とするものです。別表第1関係の改正となります。

3の施行期日等です。(1)施行期日は、平成27年4月1日です。

(2)経過措置としましては、改正法附則第2条により、この条例の施行の際、現に在職する教育長の教育委員会の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に教育長が欠けた場合にあつては、当該欠けた日）までは、教育長に係る改正規定は適用しないこととするものであります。

提案理由の次のページに、この条例の新旧対照表をつけていますので、ごらんいただきたいと思ます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会

に付託いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第11号の件については、総務建設委員会に付託することに決定いたしました。

日程第11 議案第12号 南知多町行政手続条例の一部を改正する条例について

○議長（榎戸陵友君）

日程第11、議案第12号 南知多町行政手続条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長、渡辺君。

○総務部長（渡辺三郎君）

議案第12号 南知多町行政手続条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明をごらんいただきたいと思えます。

1の改正の理由でございます。行政手続法の一部を改正する法律が平成27年4月1日に施行されたことに伴いまして、現行条例の一部を改正する必要が生じたものであります。

2の改正の主な内容です。(1)行政指導における許認可権限の根拠の明示規定の追加は、行政指導に携わる者は、許認可等をする権限や許認可等に基づく処分をする権限を行使できることを示して行政指導する場合には、その権限の根拠となる法令の条項、そこに規定される要件としての権限の行使が要件に適合する理由を示さなければならないとするもので、第33条第2項関係の改正でございます。

(2)行政指導の中止等の求めに関する規定の追加は、法令に違反する事実の是正を求める行政指導を受けた者は、その行政指導が、根拠となる法令に規定する要件に適合しないと思う場合には、行政指導をした町の機関に対し、その旨を申し出、中止等を求めることができる。また、この申し出を受けた町の機関は、必要な調査を行い、行政指導が要件に適合しないと認めるときは、その中止等の措置をとらなければならないとするもので、第35条の2関係の改正でございます。

(3)処分等の求めに関する規定の追加は、町民等が、法令に違反する事実を発見した

場合に、処分や行政処分の権限がある町の機関等に対し、その是正を申し出、是正のための処分や行政指導を求めることができる。また、申し出を受けた町の機関等は、必要な調査を行い、その結果に基づいて必要があると認めたときは、是正のため処分や行政指導を行わなければならないとするもので、第35条の3関係の改正となります。

(4)他の条例の条項の整理は、南知多町国民健康保険税条例、南知多町税条例及び南知多町都市計画税条例で引用している南知多町行政手続条例の条項の整理をするもので、附則第2項、第3項及び第4項関係の改正でございます。

3の施行期日は、平成27年4月1日です。

提案理由の次のページに、この条例の新旧対照表をつけておりますので、ごらんいただきたいと思えます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第12号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第12 議案第13号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（榎戸陵友君）

日程第12、議案第13号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長、渡辺君。

○総務部長（渡辺三郎君）

議案第13号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明をごらんいただきたいと思います。

1の改正の理由でございます。地方税法等の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布され、国の法定限度額が引き上げられたことに伴いまして、本町においても課税限度額を引き上げるため、現行条例の一部を改正する必要が生じたものであります。

2の改正の内容です。(1)後期高齢者支援金等課税額の改正は、限度額について、現行「14万円」を改正案「16万円」に引き上げるもので、第2条第3項及び第23条関係の改正となります。

(2)介護納付金課税額の改正は、限度額について、現行「12万円」を改正案「14万円」に引き上げるもので、第2条第4項及び第23条関係の改正となります。

3の施行期日等は、平成27年4月1日から施行となります。ただし、改正後の南知多町国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものであります。

提案理由の次のページに、この条例の新旧対照表をつけておりますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第13号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第13 議案第14号 南知多町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（榎戸陵友君）

日程第13、議案第14号 南知多町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長、平山君。

○建設経済部長兼産業振興課長（平山康雄君）

議案第14号 南知多町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。

提案理由の説明書をごらんください。

1の改正の理由は、普通町営住宅の一部について、老朽化した町営住宅を廃止するため、現行条例の一部を改正する必要があるからでございます。

2の改正の内容は、普通町営住宅から屋敷住宅を廃止するもので、別表関係でございます。

3の施行期日は、平成27年4月1日でございます。

次のページに新旧対照表が添付してございますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第14号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第14 議案第15号 南知多町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

○議長（榎戸陵友君）

日程第14、議案第15号 南知多町水道事業給水条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長、平山君。

○建設経済部長兼産業振興課長（平山康雄君）

議案第15号 南知多町水道事業給水条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明をごらんください。

1の改正の理由は、加入分担金を改正するため、現行条例の一部を改正する必要があるからでございます。

2の改正の内容は、下の表のとおりであります。第5条第3項関係でございます。

3の施行期日は、平成27年4月1日でございます。

次のページに新旧対照表を添付してございますので、後ほどごらんいただければと思います。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第15号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第15 議案第16号 南知多町立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例について

○議長（榎戸陵友君）

日程第15、議案第16号 南知多町立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長、早川君。

○厚生部長（早川哲司君）

それでは、議案第16号 南知多町立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明書をごらんください。

1. 改正の理由は、児童数の減少に伴い、休園中であった中州保育所及び豊浦保育所を平成27年3月31日をもって廃止すること並びに子ども・子育て支援法が平成27年4月1日に施行されることにより、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2. 改正の主な内容は、(1)保育所の廃止は、中州保育所及び豊浦保育所を廃止するもので、第3条関係であります。

(2)入所することができる者の規定の変更は、保育の実施基準に加え、子ども・子育て支援法の規定により保育認定を受けなければならないもので、第5条関係であります。

(3)保育料に関する規定の追加は、内閣総理大臣の定める基準の範囲内で、町長が規則で定める額を徴収するもので、第6条関係であります。

(4)使用料に関する規定の変更は、使用料は、町長が規則で定めるものとしております。第8条関係であります。

3. 施行期日は、平成27年4月1日からであります。

なお、改正条文の新旧対照表が次のページに添付してございますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第16号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第16 議案第17号 南知多町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（榎戸陵友君）

日程第16、議案第17号 南知多町介護保険条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長、早川君。

○厚生部長（早川哲司君）

それでは、議案第17号 南知多町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明書をごらんください。

1. 改正の理由は、介護保険の第1号被保険者の保険料は、介護給付費等に要する費用を見込み、3年間の財政的均衡を保つことができるよう定めなければならないこととなっております。

今回、介護保険法施行令の一部改正に伴い、南知多町第6期介護保険事業計画に基づき、平成27年度から平成29年度までの3年間の保険料の所得段階を、所得に応じ、より弾力的に賦課・徴収するため、現行の特例を含め、10段階を12段階に変更し、新たに保険料を定めるとともに、介護予防・日常生活支援総合事業等の円滑な実施を図るため、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2. 改正の主な内容は、(1)保険料基準額の改定は、所得段階別第5段階が基準となり、年額5万2,800円を6万1,200円に改めるもので、第4条第1項関係であります。

(2)所得段階の細分化は、現行の特例を含めた10段階の所得段階を12段階に改めるもので、第4条第1項関係でございます。

(3)第1段階の低所得者に対する公費による軽減強化は、年額2万6,400円を3万600円に改めるところを軽減強化により2万7,500円とするもので、第4条第2項関係であります。

2ページをごらんください。

(4)は、現行と改正との保険料比較表であります。第4条第1項及び第2項関係であります。左側が現行の保険料、右側が改正の保険料であります。段階別の調整率、保険料の年額は表のとおりでございます。

続いて、3ページをごらんください。

(5)介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置は、介護保険法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業は平成27年4月1日から町長が定める日までの間に行わず、町長が定める日の翌日から行うこととするものでございます。附則第9条第1項関係であります。

3. 施行期日等の(1)施行期日は、平成27年4月1日からであります。

(2)経過措置は、改正後の南知多町介護保険条例第4条の規定は、平成27年度以降の年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料につきましては、なお従前の例によるものでございます。

次のページ以降に新旧対照表が添付してございます。ごらんいただきたいと思っております。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第17号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第17 議案第18号 南知多町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（榎戸陵友君）

日程第17、議案第18号 南知多町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

厚生部長、早川君。

○厚生部長（早川哲司君）

それでは、議案第18号 南知多町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。

提案理由の説明書をごらんください。

1. 改正の理由は、介護保険法の一部改正が平成27年4月1日から施行されることにより、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

次に、2. 改正の内容は、「複合型サービス」の名称を「看護小規模多機能型居宅介護」に変更するものであります。

3. 施行期日は、平成27年4月1日からであります。

次のページに新旧対照表が添付してございます。ごらんいただきたいと思います。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第18号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第18 議案第19号 南知多町使用料条例の一部を改正する条例について

○議長（榎戸陵友君）

日程第18、議案第19号 南知多町使用料条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育長、大森君。

○教育長（大森宏隆君）

議案第19号 南知多町使用料条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明をごらんください。

1の改正の理由ですが、施設の老朽化により南知多町町民会館体育館は解体撤去、ゲートボールコートは使用を停止しているため、現行条例の一部を改正する必要があるからでございます。

2の改正の主な内容ですが、別表第4関係でございまして、町民会館の体育館及びゲートボールコート（1面）に係る使用料の規定を別表第4から削除するものでございます。

3の施行期日ですが、平成27年4月1日でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第19号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第19 議案第20号 南知多町保育所保育の実施条例を廃止する条例について

○議長（榎戸陵友君）

日程第19、議案第20号 南知多町保育所保育の実施条例を廃止する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長、早川君。

○厚生部長（早川哲司君）

議案第20号 南知多町保育所保育の実施条例を廃止する条例につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明書をごらんください。

1. 廃止の理由は、児童福祉法の一部改正が平成27年4月1日から施行されることに伴い、保育の実施基準については、条例で定める事項ではなくなるため、現行条例を廃止する必要があるからであります。

2. 施行期日は、平成27年4月1日からであります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第20号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

ここで暫時休憩といたします。休憩は10時40分までとします。

〔 休憩 10時25分 〕

〔 再開 10時38分 〕

○議長（榎戸陵友君）

休憩を解きまして本会議を再開いたします。

日程第20 議案第21号 平成26年度南知多町一般会計補正予算（第7号）

○議長（榎戸陵友君）

日程第20、議案第21号 平成26年度南知多町一般会計補正予算（第7号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長、北川君。

○副町長（北川眞木夫君）

議案第21号 平成26年度南知多町一般会計補正予算（第7号）につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1,869万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億4,733万円とするものであります。

第2条に、予算の執行に当たり、翌年度に繰り越して使用することができる経費として繰越明許費をお願いするものであります。

また、第3条は、地方債の変更をお願いするものであります。

今回、補正をお願いする内容は、大きく分けますと2つであります。1つ目は、平成26年度国の補正予算、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策に対応のため、地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用し実施する、まち・ひと・しごと創生関連事業及び国の補正予算の前倒しに伴い、本町においても前倒し実施する関連事業であります。

2つ目は、当面の行政運営上必要となりました人件費以外の行政経費であります。

まず、歳出から御説明いたしますので、18ページ、19ページをごらんください。

2款総務費、1項総務管理費、7目基金費は2億1,776万7,000円の増額補正であります。平成25年度決算剰余金の2分の1相当額及び利子分を財政調整基金に積み立てるものであります。

次に、8目企画費は1,000万円の増額補正であります。これは、まち・ひと・しごと創生事業のうち、地方版総合戦略策定事業に係る経費の増額補正であります。9節旅費

は11万3,000円、11節需用費は4万8,000円、13節委託料は983万9,000円をそれぞれ増額するものであります。

3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費、19節負担金、補助及び交付金84万1,000円の増額補正であります。これは、社会福祉法人南知多あい寿の丘が、施設建設時に独立行政法人福祉医療機構から借り入れた長期借入金の繰り上げ償還金に対する町補助金の増額であります。

4目は国民健康保険費であります。28節繰出金は1,737万5,000円の増額補正であります。国民健康保険基盤安定分の繰出金を増額するものであります。

6目は介護保険費であります。28節繰出金は479万1,000円の増額補正であります。介護保険特別会計繰出金を増額するものであります。

次に20ページ、21ページをごらんください。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費であります。20節扶助費は3,237万5,000円の減額補正であります。児童手当支給対象児童数の減少に伴いまして、児童手当を減額するものであります。

2目は児童運営費であります。19節負担金、補助及び交付金におきまして217万3,000円の増額補正であります。人事院勧告に伴う給与改定及び国の保育単価の改定に伴いまして、篠島保育園の児童運営費補助金を増額補正するものであります。

4款衛生費、1項保健衛生費、5目知多南部衛生組合費は625万4,000円の減額補正であります。し尿処理施設費の減額などによります分担金の減額であります。

2項清掃費、3目知多南部広域環境組合費は164万6,000円の減額補正であります。知多南部広域環境組合における繰越金の増額によります分担金の減額であります。

次に、22、23ページをごらんください。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費は1,662万5,000円の増額補正であります。まち・ひと・しごと創生事業費（ミーナブランド販路開拓事業等）に係る経費として、8節報償費144万7,000円、9節旅費10万2,000円、11節需用費55万1,000円、12節役務費60万円、13節委託料73万円、14節使用料及び賃借料157万円をそれぞれ増額するものであります。また、19節、青年就農給付金（経営開始型）1,162万5,000円の増額であります。これは、平成26年度国の補正予算による経済対策として、平成27年度に給付を予定していたものを今年度に前倒しして給付を行うものであります。

3項水産業費、4目漁港建設費は146万6,000円の増額補正であります。県営漁港事業

負担金の増額補正であります。主な内容としまして、県が実施します篠島漁港係留施設の耐震補強工事費が増額になったものであります。

次に、24、25ページをごらんください。

7款商工費、1項商工費、2目商工業振興費であります。1,410万4,000円の増額補正であります。これは、まち・ひと・しごと創生事業費（プレミアム付商品券発行事業）として商業協同組合が行うプレミアム付商品券発行事業へ補助金を交付するものであります。

次に、4目観光振興費は3,125万円の増額補正であります。これは、まち・ひと・しごと創生事業費4,000万円、観光振興事業として観光宣伝事業委託料及び南知多宿泊助成事業委託料を増額するものであります。また、観光施設維持管理費は875万円を減額するものであります。15節工事請負費の減額補正は、今年度実施しました篠島展望台解体・周辺整備工事において、予定していた周辺道路整備工事などの工事内容の変更により、工事請負費が減額となったものであります。

9款消防費、1項消防費、4目災害対策費であります。13節委託料のうち、津波避難広場整備工事監理委託料29万6,000円及び15節工事請負費、津波避難広場整備工事3,228万円の増額補正であります。これは、国の補正予算による地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策関連事業として、平成27年度に予定しておりました津波避難広場の災害対応トイレ整備事業を前倒しして予算計上したものであります。また、13節委託料のうち、観光型防災アプリ開発業務委託料は、まち・ひと・しごと創生事業として実施するものであります。

以上で歳出の説明を終わり、次に歳入の説明を申し上げます。

12ページ、13ページをごらんください。

13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は1,994万1,000円の減額補正であります。国民健康保険保険基盤安定負担金222万6,000円を追加し、児童手当支給費2,216万7,000円を減額するものであります。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金は6,684万5,000円の増額補正であります。これは、歳出で説明しましたまち・ひと・しごと創生事業に係る国の補助金であります。その内訳は、地域住民生活等緊急支援のための交付金（消費喚起・生活支援型）が3,082万円及び（地方創生先行型）3,602万5,000円であります。

次に、5目消防費国庫補助金は1,300万円の増額補正であります。津波避難広場整備

事業に係る補助金であります。

14款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金は346万4,000円の増額補正であります。国民健康保険保険基盤安定負担金を増額し、児童手当支給費を減額するものであります。

2項県補助金、2目民生費県補助金は246万3,000円の増額補正であります。保育緊急確保事業費は、平成26年度当初から執行しています子育て支援センターの人件費及び一時保育事業等に対する県の補助金であります。

次に、14、15ページをごらんください。

4目農林水産業費県補助金は1,162万5,000円の増額補正であります。青年就農給付金経営開始型の補助金であります。

5目商工費県補助金は388万9,000円の増額補正であります。これは、篠島展望台周辺整備工事の補助金の減及びプレミアム付商品券発行事業の県補助金698万1,000円の増額であります。

15款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金は26万8,000円の増額補正であります。財政調整基金の利子分であります。

16款寄附金、1項寄附金、2目商工費寄附金は34万6,000円の減額補正であります。篠島展望台解体・周辺整備工事減額による地元寄附金の減額であります。

17款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は1億3,221万4,000円の減額補正であります。今回の補正の歳入歳出の財源調整であります。

次は、16、17ページをごらんください。

2項特別会計繰入金、4目漁業集落排水事業特別会計繰入金は299万円の増額補正であります。平成25年度一般会計繰出金の精算に伴う漁業集落排水事業特別会計からの繰入金であります。

18款繰越金、1項繰越金、1目繰越金は3億3,877万6,000円の増額補正であります。平成25年度の決算剰余金を計上したものであります。

19款諸収入、4項雑入、3目雑入は1,127万4,000円の増額補正であります。平成25年度愛知県後期高齢者医療広域連合の療養給付費負担金の確定等による精算金であります。

20款町債、1項町債、3目消防債は1,660万円の増額補正であります。津波避難広場整備事業に係る町債を追加するものであります。

以上で歳入の説明を終わり、次に5ページをごらんください。

第2表、繰越明許費であります。

年度内に事業が終了しないため、まち・ひと・しごと創生事業の5事業及び津波避難広場整備事業について、翌年度に予算を繰り越して使用するための繰越明許費の予算措置の一覧表であります。

また、6ページは第3表、地方債補正であります。

先ほど歳入の20款町債にて説明させていただきました津波避難広場整備事業に係る地方債の変更であります。

26ページをごらんください。

一般会計の地方債に関する調書であります。

表の一番下段の右端になりますが、26年度末現在高見込み額は60億7,039万6,000円です。

以上で提案理由の御説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、各委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第21号の件については、各委員会に付託することに決定しました。

日程第21 議案第22号 平成26年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（榎戸陵友君）

日程第21、議案第22号 平成26年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長、早川君。

○厚生部長（早川哲司君）

議案第22号 平成26年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正の第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,541万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億5,863万9,000円とするものであります。

補正をお願いする内容につきましては、まず歳出から説明させていただきます。

8ページ、9ページをごらんください。

上段の3. 歳出、2款保険給付費、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費は996万4,000円の増額補正であります。これは、一昨年秋以降の診療分において、高額な治療を受けられる方がふえ、一般被保険者高額療養費の不足が予想されるためでございます。

次に、10款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、5目償還金は545万4,000円の増額補正であります。これは、平成25年度の国民健康保険療養給付費負担金及び特定健康診査等負担金の額の確定に伴う超過交付分を国庫へ返還するものでございます。

次に、歳入につきまして説明させていただきます。

6ページ、7ページをごらんください。

2. 歳入、8款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金は1,737万5,000円の増額補正であります。これは、保険基盤安定負担金等の額の確定に伴い増額になったものでございます。

次に、中段の8款繰入金、2項基金繰入金、1目国民健康保険事業安定化基金繰入金は7,562万9,000円の減額補正でございます。これは、財源調整のため減額するものでございます。

次に、下段の9款繰越金、1項繰越金、2目その他繰越金は7,367万2,000円の増額補正であります。これは、前年度の繰越金で、歳出補正予算の財源とするものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第22号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第22 議案第23号 平成26年度南知多町介護保険特別会計補正予算(第3号)

○議長(榎戸陵友君)

日程第22、議案第23号 平成26年度南知多町介護保険特別会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長、早川君。

○厚生部長(早川哲司君)

議案第23号 平成26年度南知多町介護保険特別会計補正予算(第3号)の提案理由の説明を申し上げます。

1ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,834万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億6,300万7,000円とするものでございます。

それでは、歳出から説明させていただきますので、10ページ、11ページをごらんください。

中段の3.歳出、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目介護サービス等諸費につきましては、介護サービス給付費の増額見込みに伴い3,833万円の増額補正をお願いするものでございます。内容としましては、施設介護サービスのサービス給付費1,561万円、地域密着型介護サービス給付費2,272万円をそれぞれ増額補正するものでござ

ございます。

次に、下段の5款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金につきましては、基金利子収入の増に伴い、基金への積立金1万6,000円を増額補正するものであります。

次に、歳入につきまして説明させていただきます。8ページ、9ページをごらんください。

2. 歳入、2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金は539万5,000円の増額補正であります。

次に、3款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金は41万1,000円の減額補正でございます。

次に、4款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金は606万9,000円の増額補正であります。

次に、5款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金は、介護給付費準備基金の利子の増に伴う1万6,000円の増額補正で、歳出の介護給付費準備基金積立金と同額でございます。

次に、6款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金は479万1,000円の増額補正でございます。

次に、10ページ、11ページをごらんください。

6款繰入金、2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金は2,248万6,000円の増額補正でございます。今回の歳入歳出補正の財源調整といたしまして増額するものでございます。

財産収入を除き、各種歳入は介護サービス等諸費の増額補正に対しての財源でございまして、介護保険の財源負担割合、または今年度の交付決定予定額により補正したものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第23号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第23 議案第24号 平成26年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（榎戸陵友君）

日程第23、議案第24号 平成26年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長、平山君。

○建設経済部長兼産業振興課長（平山康雄君）

議案第24号 平成26年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ699万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億549万2,000円とするものであります。

補正をお願いする内容につきましては、6ページ、7ページをごらんください。

中段の3. 歳出につきましては、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、28節繰出金は299万円の増額補正であります。平成25年度決算により、一般会計繰入額を精算するものであります。

次に、下段の4款基金積立金、1項基金積立金、1目漁業集落排水事業基金積立金、25節積立金は400万2,000円の増額補正であります。平成25年度決算による繰越額を基金に積み立てるものであります。

次に、主な歳入につきましては、上段の6款繰越金、1項1目1節繰越金は698万円の増額補正であります。平成25年度決算による繰越金でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第24号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第24 議案第25号 平成26年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（榎戸陵友君）

日程第24、議案第25号 平成26年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長、平山君。

○建設経済部長兼産業振興課長（平山康雄君）

議案第25号 平成26年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計補正予算（第1号）につきまして提案理由の説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正の第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,152万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,542万1,000円とするものでございます。

補正をお願いする内容につきましては、6ページ、7ページをごらんください。

下段の歳出、3款基金積立金、1項基金積立金、1目師崎港駐車場事業基金積立金は4,152万1,000円の増額補正であります。師崎港駐車場の円滑かつ効率的な管理運営を図るため、前年度からの繰越金を基金として積み立てるため補正するものでございま

す。

次に、歳入の説明をいたします。6ページ上段をごらんください。

3款繰越金、1項1目1節繰越金は4,152万1,000円の増額補正でございます。前年度からの繰越金を補正するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第25号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第25 議案第26号 平成27年度南知多町一般会計予算

○議長（榎戸陵友君）

日程第25、議案第26号 平成27年度南知多町一般会計予算の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

議案第26号 平成27年度南知多町一般会計予算につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

一般会計の歳入歳出予算の総額は77億4,300万円で、平成26年度と比較いたしますと6億4,800万円、9.1%増となっております。

本年度予算の概要につきましては、さきに配付させていただきました平成27年度予算の概要に記述してありますので、ここでは主な歳入予算及び性質別歳出予算を中心に申し上げます。

それでは、歳入予算から御説明申し上げます。

歳入予算の構成としまして、町税、地方消費税交付金及び地方交付税などの一般財源の総額は56億8,945万9,000円で、予算額全体に占める割合は73.5%であります。また、町税、分担金及び負担金、繰入金などの自主財源の総額は32億2,733万3,000円で、予算額全体に占める割合は41.7%となっております。

1 款町税、1 項町民税のうち個人分につきましては、依然として給与所得の伸びが期待できず、漁業などの営業所得の減少と転出等によります納税義務者の減少によりまして、対前年度比3,027万7,000円減の7億6,030万円を計上いたしております。また、法人分では、対前年度比810万9,000円増の1億46万4,000円を見込んでいます。よって、町民税の総額は、前年度より2,216万8,000円減少した8億6,076万4,000円を計上しております。

固定資産税のうち土地及び建物家屋の現年課税分につきましては、27年度で3年に一度の評価がえの年度に当たりまして、評価額の下落や土砂災害警戒区域の評価額の減額を見込んでおります。土地の現年課税分は、対前年度比1,917万6,000円減の3億2,411万2,000円を見込んでおります。家屋の現年課税分は、対前年度比2,820万円減の6億244万6,000円を見込んでいます。また、償却資産の現年課税分は、対前年度比1,269万円増の1億5,613万4,000円を見込んでいます。固定資産税の総額では、前年度より3,726万4,000円減りまして、11億6,785万6,000円を予算計上いたしました。

その他軽自動車税5,459万8,000円、町たばこ税1億4,703万4,000円、入湯税2,100万1,000円、都市計画税は滞納繰越分1万3,000円を予算計上しています。町税の全体では、前年度より6,420万円減りまして、22億5,126万7,000円を予算計上しています。

2 款地方譲与税の地方揮発油譲与税2,400万円、自動車重量譲与税5,250万円及び7 款自動車取得税交付金1,920万円は、町道の延長や面積により交付されるものであります。

6 款地方消費税交付金は、平成26年4月から消費税率が5%から8%へ引き上がり、地方消費税も消費税での換算1%から1.7%に引き上げられたことに伴いまして、市町村交付金の増収分を平年度化するため、前年度比1億230万円ふえまして3億7,100万円を見込んでおるところであります。

8 款地方特例交付金につきましては、住宅取得控除を住民税から控除いたしまして、その減収した分を国が補填する減収補填特例交付金480万円を計上しております。

9 款地方交付税につきましては、財政力の弱い地方公共団体に交付されるものであり

ます。国の平成27年度地方財政対策における地方交付税の積算内容などを参酌いたしまして、本町の普通交付税は、前年度と比較しますと1,000万円減の18億2,000万円を予算計上しています。また、特別交付税につきましては1億3,120万円を予算計上しています。

13款及び14款の国及び県支出金につきましては、合計額で13億6,566万7,000円を予算計上し、前年度と比較いたしまして3億1,868万8,000円の増額となっています。増額となりました主な事業は、新規の事業といたしまして、個人番号カード交付事業費、豊浜漁業協同組合が実施いたします製氷施設整備事業に対します産地水産業の強化支援事業費、師崎中学校屋内運動場防災機能強化事業費、篠島開発総合センター耐震等改修事業に対します離島活性化交付金、あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業費、農業農村多面的機能支払事業費、南海トラフ巨大地震等対策事業費、また国勢調査費などがございます。既存の事業におきましては、障害者総合支援給付費、障害者自立支援医療費、漁港施設の機能強化対策のための漁港整備事業費などがあります。

また、減額となりました主な事業は、臨時福祉給付金給付事業費、子育て世帯臨時特例給付事業費及び番号制度導入に向けました住基システム等改修事業費でございます。平成26年度に終了した事業としまして、県の子育て支援減税手当支給費などがあります。

17款繰入金は、前年度より6,367万1,000円ふえまして、5億6,281万円を予算計上しています。財源不足を補うために財政調整基金から前年度より6,600万5,000円の増となり、5億6,280万6,000円の繰り入れを予定いたしております。

また、平成26年度末の財源調整に充てる基金残高見込み額は、財政調整基金14億3,634万3,000円で、25年度末の財政調整基金15億8,115万6,000円と比較いたしますと、1億4,481万3,000円減額する見込みであります。

20款町債につきましては、前年度より2億6,100万円増の7億120万円を予定しております。漁港整備事業、消防施設整備事業及び師崎中学校屋内運動場天井材落下防止等改修事業などの普通建設事業の財源といたしまして3億5,120万円を予定し、そのほか地方交付税の振りかわり措置といたしましての臨時財政対策債、これを3億5,000万円の借り入れを予定いたしております。

なお、臨時財政対策債の元利償還金相当額につきましては、その全額が今後、地方交付税に算入してくることとなっております。

そのほか主な収入といたしまして、11款分担金及び負担金6,504万6,000円、12款にあ

ります使用料及び手数料5,840万4,000円、15款財産収入858万8,000円、16款寄附金235万1,000円、18款繰越金5,000万円及び19款諸収入2億2,886万7,000円をそれぞれ予算計上しています。

次に、歳出につきまして御説明申し上げます。

それでは、平成27年度予算の概要の19ページ、20ページに掲載しております一般会計性質別歳出予算前年度対比表に基づきまして御説明申し上げます。

まず1の人件費につきましては、前年度に比較いたしまして2,842万7,000円、1.8%減の15億3,022万3,000円を予算計上しています。

2の物件費につきましては総額13億3,427万6,000円で、前年度に比較いたしまして8,518万9,000円、6.8%の増額となっております。増額の主なものは委託料でございまして、番号制度導入に向けた総合住民情報システム等改修業務委託料及びコンビニ収納システム改修業務の委託料などがございます。使用料及び賃借料につきましては、教育用コンピューター借り上げ料及び電算機及び周辺装置借り上げ料などがございます。

次に3の扶助費でございます。総額8億1,206万3,000円で、前年度に比較いたしますと707万5,000円、0.9%の増額となりました。増額の主なものは、障害者総合支援法による福祉サービス利用におけます介護給付費であります。

4款の補助費等につきましては総額16億6,959万8,000円、前年度に比較しますと2,634万3,000円、1.6%の減額となりました。減額の主なものは、消費税率の引き上げに対応しました所得の低い方などへの臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金及び子育て支援減税手当などがございます。また、一部事務組合の負担金としましては、愛知県後期高齢者医療広域連合負担金2億5,734万2,000円、知多南部衛生組合分担金5億4,259万9,000円、知多南部広域環境組合分担金713万1,000円、知多南部消防組合分担金3億5,191万6,000円をそれぞれ予算計上いたしております。

5の維持補修費につきましては、施設の老朽化などの修繕費としまして7,431万9,000円を計上したものであります。

6の公債費は、一時借入金の利子83万4,000円を含めまして4億7,809万9,000円で、前年度に比較し313万2,000円、0.7%の減額となっております。なお、平成27年度末の町債の残高見込みは63億6,209万1,000円であります。

7の投資的事業費は総額12億6,375万8,000円、前年度に比較いたしますと5億8,973万6,000円、87.5%の増額となっております。増額となった主な事業は、新規事業とい

たしまして、豊浜漁業協同組合が実施する製氷施設整備事業に対します産地水産業強化支援事業費補助金、日間賀島防災拠点施設建設事業、師崎中学校屋内運動場天井材落下防止等事業などがございます。

また、減額となりました主な事業のうち、26年度までに終了いたしました事業は、篠島小学校旧東山校舎屋内運動場等解体事業、篠島展望台解体・周辺整備事業、町民会館体育館解体事業などであります。

今後とも財政状況を踏まえまして、緊急度などを検討しました結果によりまして、各種事業の推進に取り組んでいくことといたしております。

9の貸付金につきまして、勤労者の住宅資金預託金500万円、小規模企業等振興資金預託金1,600万円を計上いたしております。これらの預託金につきましては、年度末に全額が貸付金元利収入としまして歳入となるものでございます。また、新規事業といたしまして、医師確保修学資金貸与事業の貸付金340万円を計上いたしております。

10の積立金につきましては、各基金の利子分457万7,000円を基金へ積み立てるための予算でございまして、歳入予算額と同額を計上いたしております。

11の繰出金につきましては、師崎港駐車場事業特別会計を除きまして4特別会計に総額5億3,156万7,000円を繰り出すものでありまして、前年度に比較いたしますと2,401万1,000円、4.7%の増額となっております。繰出先は、国民健康保険特別会計へ1億6,881万5,000円、後期高齢者医療特別会計に7,126万3,000円、介護保険特別会計へ2億6,141万9,000円及び漁業集落排水事業特別会計に3,007万円を、それぞれ一般会計から繰出金として予算計上いたしております。

平成27年度執行の選挙費としましては、平成27年4月29日任期満了がまいります県議会議員選挙費、平成27年7月19日任期満了の農業委員会委員一般選挙費を予算計上いたしております。

また、5年ごとに実施されます国勢調査が本年10月1日に実施されるため、国勢調査費948万6,000円を計上いたしております。

以上で一般会計予算の提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

6番、山下君。

○6番(山下節子君)

予算書及び予算説明書から質問を行います。

順序がばらばらになる場合もあり、大変申しわけありませんが、その点御了承していただきたいです。

3款民生費、109ページ、日常生活支援(ホームヘルプサービス)事業委託料減額の要因は何でしょうか。

109ページ、シルバー人材センター運営費補助金、26年度より100万円減額です。その要因について。

113ページ、不妊・不育治療とあわせて助成をしてはいかがか。不育治療について実態は把握していますか。

117ページ、地域生活支援給付費、人工内耳用電池は助成されていますけれども、人工内耳スピーチプロセッサ買いかえについては助成されていません。難聴に関しては、軽度は聴力が少しあって補聴器で賄えます。重度については、全く聞こえない児童については人工内耳スピーチプロセッサが必要ではないかと考えます。その辺をどう考えているか。

123ページ、児童発達支援臨床心理士等報償、子供にかかわる日数はどのくらいありますか。

131ページ、予防費、自殺対策強化予防費が予算には含まれていないんですけれども、これまで一定の成果はありましたか。

133ページ、ごみ減量化対策事業費、篠島・日間賀島住民に限らず、他の地区でも希望する人があれば協力していただいてはどうか。

135ページ、緑のカーテン事業が計上されていませんが、その理由について。

105ページの民生委員、活動内容を考慮すると報酬を増額してはいかがか。

121ページ、児童委員、活動内容を考慮すると報酬を増額してはいかがか。

教育費について、187ページ、学習・生活支援員、増額されていますが、その要因について。

187ページ、学生サポーターは、主にどのような活動をしますか。

195ページ、スクールバス運転業務委託料、前年度より約300万円減となっておりますが、その要因について。

195ページ、消耗品費、予算計上が昨年より倍の増額です。その内訳について。

197ページ、教育用備品、何を購入されますか。

199ページ、光熱水費、前年度より約100万円減額になっています。その要因は何ですか。

213ページ、郷土資料館、移転先はどこでしょうか。

131ページ、医師確保修学資金貸付金について、留年して復学した場合の修学金についてはどのようになりますか。以上です。

○議長（榎戸陵友君）

保健介護課長、鈴木君。

○保健介護課長（鈴木正則君）

それでは、順を追って担当課ごとにお答えさせていただきます。

まず、保健介護課関係でございます。

109ページ、日常生活支援（ホームヘルプサービス）事業委託料の減額の要因、ヘルパーさんの高齢化、人数が少ない、対策は考えているかでございますが、日常生活支援事業委託料の減額の要因としましては、利用者が要介護認定を受け、介護保険サービスに移行されたことによります対象人員の減員ということでございます。

109ページになります。シルバー人材センター運営費補助金が、26年度より100万円減額となっている要因でございます。

これにつきましては、従来から請負業務で行っておりました業務の一部が派遣業務の取り扱いになったということによりまして、収入となります事務費が増額になったことや、職員の諸手当が減額になったことなどによりまして、収支不足見込み額が減り、減額となったものでございます。

次に131ページ、予防費、自殺対策強化予防費が含まれていないが、これまで一定の効果があったかについてであります。自殺対策事業につきましては、全額国庫補助事業として実施をしてまいりましたが、27年度の予算要求時におきましては、国庫補助が受けられなくなるというお話があったため、実施内容を変更するものでございまして、予算説明書には自殺対策という文言が入っておりませんが、予算には計上してございます。予防費の11節需用費の消耗品に啓発用資材として6万4,800円を見込んでおります。

また、効果についてでございます。愛知県が出しております標準化死亡比というデータがございまして、5年間の自殺による死亡者数を累積して算出しているものでございますが、この事業につきましては、平成20年度からであります。事業実施前の平成19年のデータと事業開始後の最新のデータ、平成23年のデータになりますが、それを比べますと、全国平均を100といたしますと、男性はどちらも100近くということで全国平均を少し下回っております。ほとんど変わりはありませんが、女性の場合は、平成19年度のデータでは200を超えていた数値でございましたが、23年のデータでは121というふうに下がっております。このデータを見ますと効果があったのかなというふうに考えております。

次に131ページ、医師確保修学資金貸付金、留年して復学した場合の研修金についてはどうなるかでございますが、留年中は、その年度について貸し付けを行わないことと考えております。ただし、翌年度以降に進級した場合は貸し付けを再開する予定でございます。以上です。

○議長（榎戸陵友君）

住民課長、宮地君。

○住民課長（宮地廣二君）

それでは、山下議員の住民課所管の質問につきまして御説明申し上げます。

御質問の3ということで、予算書の113ページ中段より少し下の19節負担金、補助及び交付金の不妊治療費助成金105万円につきましては、助成額を1組当たり7万円とし、15組の夫婦を予定したものであり、不妊症と不育症治療費の助成金を合わせたものではございません。

なお、不育症治療につきましては、実態は把握できておりませんが、不妊症と不育症治療を合わせた治療費助成につきましては、現在のところ考えておりません。以上です。

○議長（榎戸陵友君）

福祉課長、河合君。

○福祉課長（河合 高君）

それでは、福祉課関係について御答弁申し上げます。

予算書の117ページでございます。

中段の20節扶助費、説明欄の中段でございますが、地域生活支援給付費で人工内耳ス

スピーチプロセッサの助成につきましてでございます。

現在、補聴器等補装具は町で助成はしております。この高度難聴者の方の聴力の改善が期待できる人工内耳用スピーチプロセッサにつきましては、地域生活支援事業のうちの一つであります日常生活用具給付等事業の対象としてはおりません。こういう高度難聴者の方にとりましては切実な問題と考えておりますが、今後につきましては、このスピーチプロセッサは大変高額ではありますが、財政状況も鑑みながら検討していきたいと考えております。

次に123ページの8節報償費、説明欄の下段から2段目の児童発達支援臨床心理士等報償費の関係で、子供にかかわる日数はどのくらいかということでございます。臨床心理士等の日数は、具体的には、どんぐり園におきまして年3回を予定しております。

次に105ページ、8節報償費の説明欄、民生委員活動費でございます。その関連で121ページ中段の8節報償費、説明欄、児童委員活動報償費の関係でございます。

民生委員の報償は、1人当たり年額1万4,400円であります。児童委員の報償は、1人当たり年額1万3,400円であります。現在のところ、この報償費の増額は考えておりませんので、どうぞよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（榎戸陵友君）

環境課長、鈴木君。

○環境課長（鈴木喜雅君）

それでは、環境課の所管について御説明申し上げます。

133ページ、ごみ減量化対策事業費について、篠島・日間賀島住民に限らず、ほかの地区でも希望があれば協力していただければどうかという御質問でございますが、今回の事業につきましては、ごみの排出抑制、資源の有効活用を促進しまして、ごみ処理費用の縮減を図る目的のためのモデル事業としまして計画をいたしました。限られた地域でもって水切りの効果を把握する必要がございます。その結果を調査・検証して、今後まち全体のごみ減量化の取り組みにつなげるようにするものでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

それから次の135ページ、緑のカーテン事業委託料が計上されていないがという問いでございますが、26年度につきましては、応募者に配付いたしますつる性植物の育苗についての委託料を計上しておりましたが、来年度につきましては、県のあいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業交付金を活用しまして実施する予定をしております、要

項上費目を、同じ内容ではございますが、苗の購入としまして、次のページの11節需用費の消耗品費として計上してございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○議長（榎戸陵友君）

学校教育課長、内田君。

○学校教育課長（内田静治君）

それでは、学校教育課関連では6点御質問をいただきました。

まず、187ページ中段でございます。7節賃金のところでございますが、学習・生活支援員賃金が増額しているが、理由はどうかという御質問でございます。

障害のある子供たちの個別の支援を目的といたしまして、学習の支援だとか、食事・トイレの補助など生活支援を行っておりますが、27年度におきまして、支援が新たに必要となる子供が新たに入学をするという学校について支援を拡充するために、支援員を合計で2名増員をいたしまして、合計で16名配置するということによるものでございます。

続きまして、187ページ下段でございます。8節報償費のところで、学生サポーターの主な活動内容はどうかという御質問をいただきました。

学生ですので、主に日福大の学生さんに各学校に来ていただいて、部活動の補助だとか授業の補助、それから教室には入れなくて別室で登校しておる子供たちの心に寄り添うという意味でのメンタルフレンド、そういったお手伝いをしていただいております。

次に195ページ上段でございます。小学校の管理費の13節委託料のところでございます。スクールバス運転業務委託料が前年度より約300万円減となっているが、どうかという御質問でございます。

スクールバス運転業務委託料については、基本的に前年度の入札額にプラスアルファして、余裕を持った予算化をしてきました。というのは、スクールバスについては毎年競争が激化いたしておりまして、価格競争の結果、毎年のように請負業者が変更になるという実態がございます。安くなることはいいことなんですけれども、運転の雇用関係が安定しなくて事故につながっては困るところで、26年度から3年間の長期契約に変更させていただきました。その結果、26年度に3年間の長期契約をしたので、27年度はその金額をもって予算化をしたというところでございますので、よろしくお願ひします。

続きまして、195ページ下段でございます。小学校の教育振興費の需用費のうち、消耗品費が前年度と比較して大幅な増額になっているけれども、その要因はどうかという御質問をいただきました。

27年度は、小学校の教科書改訂の年度でございます、子供たちの教科書はもちろん無料なんですけれども、教師用の教科書、また指導書、そういったものは有料でございます、先生方のそういったものの購入費としまして約740万円を新規に予算化をさせていただいたものでございます。

続きまして、197ページ上段です。小学校の教育振興費、18節備品購入費でございますが、教育用備品は主に何を購入するのかという御質問でございます。

これは、授業に必要となる備品購入費でございます、例えば理科の授業で使う顕微鏡だとか、バレーボールなどの体育用品だとか、そういったものに加えまして、先ほど御案内しましたように、27年度については小学校の教科書改訂というところもありまして、電子黒板用のデジタル教科書、デジタルソフトを1校当たり80万、合計で480万円新規に予算化したというものでございます。よろしくお願いたします。

最後に、中学校管理費でございます、199ページ上段でございます。需用費のうち、光熱水費が前年度より約100万円の減となっているけれども、要因はどうかという御質問をいただきました。

光熱水費については、基本的に前年度の実績によりまして予算計上いたしております。今回の減額の主な要因については、電気代の減額によるものが主なものでございます。これは、各学校に電気を使い過ぎないように電力デマンド装置を設置したということ、そしてまた電気の供給先を新電力会社に変更したということによりまして、削減効果があったものというふうに理解をいたしております。以上でございます。

○議長（榎戸陵友君）

社会教育課長、石川君。

○社会教育課長（石川芳直君）

それでは社会教育課関係、4目の町民会館費、ページは213ページ、13節の委託料の郷土資料館移転先はどこですかという質問でございますが、収蔵資料の移転先は、山海ふれあい会館を考えております。以上でございます。

（挙手する者あり）

○議長（榎戸陵友君）

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

107ページ、人工内耳用電池の助成についてですが、高額なためというふうな意見が聞かれました。助成については、高額だからこそ助成するべきじゃないかなというふう
に考えます。その辺について。

もう1つ、2点目は、187ページの学生サポーターなんですけれども、この学生サポ
ーターの今やっていることについては、不登校に対する対応は現在どのようにサポー
トされているのか、されているようでしたらお願いします。

○議長（榎戸陵友君）

福祉課長、河合君。

○福祉課長（河合 高君）

スピーチプロセッサは大変高額であります。先ほど申しあげましたように、町として
は補装具として補聴器の補助は行っております。具体的に申しあげますと、例えば受信
機8万円を限度としておるという一例がございます。

それから、県内でいきますと、愛知県では豊田市と岡崎市が補助を行っております。
例えば豊田市は20万円を限度としております。岡崎市は35万円を限度としております。
議員おっしゃるとおり、高額だからということは、先ほど申しあげましたように、高度難聴
の方は大変切実な問題でありますので、先ほど申しあげましたように、生活支援事業と
して考えてまいりますので、よろしく申し上げます。

○議長（榎戸陵友君）

学校教育課、内田君。

○学校教育課長（内田静治君）

学生サポーターに関連いたしまして、不登校対策の対応というところを御質問いただ
いたかと思えます。

不登校対策につきましては、各学校の教員による家庭訪問に加えて、昨年度からスク
ールソーシャルワーカーを雇用して、週3日、各家庭を、不登校の子だとか、疑問符の
つく子供たちの家庭訪問、相談、そういったものをしております。よろしくお願いいた
します。

○議長（榎戸陵友君）

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、各委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第26号の件については、各委員会に付託することに決定しました。

ここで暫時休憩といたします。休憩は1時までといたします。

[休憩 11時58分]

[再開 12時58分]

○議長（榎戸陵友君）

休憩を解きまして本会議を再開いたします。

日程第26 議案第27号 平成27年度南知多町国民健康保険特別会計予算

○議長（榎戸陵友君）

日程第26、議案第27号 平成27年度南知多町国民健康保険特別会計予算の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

議案第27号 平成27年度南知多町国民健康保険特別会計の予算につきまして提案理由の説明を申し上げます。

国民健康保険制度は、他の医療保険に加入していない農林水産業者、自営業者及び無職の人を中心といたしました医療保険を目的としたもので、平成27年度の加入世帯数は3,500世帯、被保険者数は7,510人と想定し、歳入歳出予算の総額は33億9,300万円で、前年度の予算額と比較いたしまして4億5,400万円、15.4%の増となっております。増額の主な要因としましては、共同事業拠出金の増加によるものであります。

新年度におきましては、保険給付費や共同事業拠出金など、これらの支出に対応するため、適正な賦課及び収入の確保に努めてまいります。

なお、国民健康保険税につきましては、新年度は保険税の課税限度額を4万円引き上

げさせていただくとともに、一般会計からの法定外繰り入れと基金の取り崩しなどで財源の確保を図り、国民健康保険事業の安定的な運営を主眼として予算編成に当たったものでございます。

以上で、国民健康保険特別会計予算の提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第27号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第27 議案第28号 平成27年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（榎戸陵友君）

日程第27、議案第28号 平成27年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

議案第28号 平成27年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

後期高齢者医療制度は、75歳以上及び65歳以上で、障害の程度が一定以上の状態にある高齢者を対象とする医療制度であります。愛知県後期高齢者医療広域連合におきまして後期高齢者医療の事務を行い、市町村では主に保険料の徴収事務、窓口受け付け事務を行います。

平成27年度では加入者を3,630人と見込んでおり、歳入歳出予算総額は2億3,400万円で、前年度予算と比較をし30万円、0.1%の減となっております。歳入におきます減額の主な要因といたしましては、保険料の減によるものであります。歳出では、保険料等負担金としまして、後期高齢者医療広域連合納付金が98.5%を占めております。歳入の主なもの、後期高齢者医療保険料と一般会計からの繰入金となっております。

以上で、後期高齢者医療特別会計予算の提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、文教厚生委員会に付託いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第28号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第28 議案第29号 平成27年度南知多町介護保険特別会計予算

○議長（榎戸陵友君）

日程第28、議案第29号 平成27年度南知多町介護保険特別会計予算の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

議案第29号 平成27年度南知多町介護保険特別会計予算につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

介護保険事業は、加齢によって生じる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となった方が、能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように、必要な保健

医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うことを目的としたものであります。

本年度のサービス受給者は、居宅サービス受給者を778人、居住系サービス受給者46人、施設サービス受給者を225人、合わせまして1,049人を見込んでいます。

介護保険料につきましては、3年ごとに見直しを行い、平成27年度から平成29年度までの第6期介護保険事業計画に基づきまして、基準月額を5,100円と設定しております。平成27年度の歳入歳出予算総額は、前年度と比較いたしまして9,400万円増の18億5,800万円を計上いたしております。

歳入の主なものは、介護保険料3億7,225万3,000円、国庫支出金4億5,290万1,000円、支払基金交付金4億9,920万9,000円、県支出金2億6,436万6,000円及び繰入金2億6,142万円であります。一方、歳出におきましては、保険給付費が17億7,483万9,000円で、歳出全体の95.5%を占めています。また、このほか地域包括支援センター運営費などの地域支援事業費が4,970万8,000円、総務費が2,581万4,000円となっています。高齢者が自立した日常生活を営むことができるよう、介護サービス費の給付と介護保険財政の健全な運営を目指し、予算編成に当たったものでございます。

以上で、介護保険特別会計予算の提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第29号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第29 議案第30号 平成27年度南知多町漁業集落排水事業特別会計予算

○議長（榎戸陵友君）

日程第29、議案第30号 平成27年度南知多町漁業集落排水事業特別会計予算の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

議案第30号 平成27年度南知多町漁業集落排水事業特別会計予算につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

本会計は、日間賀島地区の漁業集落排水施設の建設及び建設後の管理運営を目的とした会計で、平成8年度に事業着手し、平成15年8月1日に一部供用開始、平成16年4月1日に全島供用開始を行っております。

本年度の歳入歳出予算総額は8,300万円で、前年度予算額より1,550万円、15.7%の減であります。

予算の主な内容は、歳出におきましては、日間賀島浄化センター及び中継ポンプなどの施設管理費4,221万円、処理場等設備改良工事などの事業費1,168万6,000円、公債費2,478万8,000円であります。これらを賄う主な財源としまして、使用料及び手数料が3,207万円、県支出金566万4,000円、繰入金4,052万1,000円、町債450万円を計上いたしております。本年度も日間賀島浄化センターなどの施設の適正な維持管理を行い、快適で衛生的な生活環境の確保及び海域の水質保全に資するため、円滑な管理運営を目指すものであります。

平成27年度末の町債現在高見込み額は3億4,586万円であります。

以上で、南知多町漁業集落排水事業特別会計予算の提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第30号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第30 議案第31号 平成27年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計予算

○議長（榎戸陵友君）

日程第30、議案第31号 平成27年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計予算の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

議案第31号 平成27年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計予算につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

師崎港駐車場につきましては、地域住民や観光客のための駐車場を確保し、地域振興を図るため、平成16年度に整備を行い、平成17年4月から供用開始し、施設の維持管理及び運営を行っているところであります。

本年度の予算総額は9,520万円で、歳出の主な内容は、駐車場管理委託料などの施設管理費2,015万1,000円、公債費2,019万円となっております。これらを賄う主な財源といたしましては、駐車場使用料9,385万1,000円を計上いたしております。

平成27年度末の町債現在高見込み額は1億6,022万3,000円であります。

以上で、師崎港駐車場事業特別会計予算の提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第31号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第31 議案第32号 平成27年度南知多町水道事業会計予算

○議長（榎戸陵友君）

日程第31、議案第32号 平成27年度南知多町水道事業会計予算の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

議案第32号 平成27年度南知多町水道事業会計予算につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

本町の水道事業は、町民の生活に必要不可欠であります安全な水の安定供給と効率的な経営を目指し、事業の運営に取り組んでいるところであります。また、施設の耐震化を図り、非常時の水の確保に努めてまいります。

本町の水需要は、人口の減少、漁業、観光業の不振、節水意識の定着などによりまして減少傾向が続いておりましたが、平成27年度におきましては、多少上向きであると見込んでおります。

平成27年度の主な事業といたしましては、内海配水池耐震補強工事、大井配水区管路耐震化工事、日間賀島配水区管路耐震化工事、篠島浦磯配水管新設工事及び豊丘歩道設置工事に伴います配水管の布設がえの工事などを実施予定としているところであります。

予算の内容として、収益的収支におきましては、収入額8億4,698万円に対しまして、支出額7億7,713万円でございます。差し引き6,985万円を計上したものであります。また、資本的収支におきましては、収入額3億5,935万7,000円に対しまして、支出額5億455万9,000円で、その収支、差引不足額1億4,520万2,000円につきましては、損益勘定留保資金などで補填するものであります。

平成27年度の予算規模は、収益的支出額と資本的支出額の合計額12億8,168万9,000円で、前年度予算額に比較いたしまして9,770万4,000円、8.3%増となっております。

平成27年度末の企業債残高見込み額は20億6,301万1,000円であります。

以上で、水道事業会計予算の提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしく
お願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会
に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第32号の件については、総務建設委員会に付託
することに決定しました。

日程第32 請願第1号 国民健康保険への県補助金の復活と拡充を求める意見書の提
出を求める請願

○議長（榎戸陵友君）

日程第32、請願第1号 国民健康保険への県補助金の復活と拡充を求める意見書の提
出を求める請願についての件を議題といたします。

紹介議員の説明を求めます。

6番、山下節子君。

○6番（山下節子君）

請願第1号 国民健康保険への県補助金の復活と拡充を求める意見書の提出を求める
請願。

それでは、請願の朗読により説明とさせていただきます。

請願者の住所・氏名、愛知県知多郡南知多町大字大井字山の手乙21の3、山下節子で
ございます。

請願の趣旨を朗読させていただきます。

愛知県は2014年度予算で、1963年度から市町村に交付されてきた国民健康保険事業費
補助金を廃止した。

1997年度には28億円に及ぶこの補助金は、「財政事情」を理由に削減されてきたものの、愛知県自身が事務事業評価調書（平成25年度）で、「国民健康保険事業は、年々医療費が増大する一方、産業構造の変化などにより高齢者や低所得者の加入割合が増加し、大変厳しい状況にある。県は、保険者である市町村と国民健康保険組合に対し助言・指導監督する義務があり、健全運営するために支援する必要がある」とその必要を強調し、本補助金は「必要性は高い」「県民ニーズは増大」「休廃止の影響は大きい」と評価している。

また、愛知県は政府に対し、「市町村国保の状況は、65から74歳の被保険者の割合が32%、無職者の割合が41%、年間所得200万円未満の割合が70%」と国保をめぐる構造的な問題を指摘した上で、「医療費に見合う保険料（税）収入の確保が困難であり、市町村は一般会計から法定外繰入金を余儀なくされ、保険財政は恒常的に逼迫している」と市町村国保の財政基盤強化策を求めている（平成26年度「国の施策・取り組みに対する愛知県からの要請」）。

これらのことから、国民健康保険事業費補助金を廃止する理由は何ら存在せず、消滅してきた施策を改めるべきである。

よって、県民の3分の1が加入している国民健康保険制度が県民の健康を守るとりどとなるように、廃止した愛知県の国民健康保険事業費補助金を復活させ、大幅に増額・拡充することが肝要である。

以上の趣旨から、下記事項についてお願いいたします。

請願事項1. 国民健康保険への県補助金の復活と拡充を求める意見書の提出を求めます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（榎戸陵友君）

以上で説明を終わります。

本件については、会議規則第89条の規定により、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第33 請願第2号 全原発の再稼働の断念を求める意見書の提出を求める請願

○議長（榎戸陵友君）

日程第33、請願第2号 全原発の再稼働の断念を求める意見書の提出を求める請願についての件を議題といたします。

紹介議員の説明を求めます。

6番、山下節子君。

○6番（山下節子君）

それでは、請願の朗読により説明とさせていただきます。

請願者の住所・氏名は、愛知県知多郡南知多町大字大井字山の手乙21の3、山下節子でございます。

請願の趣旨を朗読させていただきます。

福井地裁は昨年5月、原発が抱える本質的な危険を認め、大飯原発の運転差しどめを命じました。

判決文は冒頭、「ひとたび深刻な事故が起これば多くの人の生命、身体やその生活基盤に重大な被害を及ぼす事業には、その被害の大きさ、程度に応じた安全性と高度の信頼性が求められる」と指摘し、原発事故には憲法上の権利である生存を基礎とする人格権が極めて広範に奪われる可能性、そうした事態を招く具体的な危険性があり、「差しどめが認められるのは当然」と断じています。

また、「電力供給の安定性、コストの低減につながる」などの関電側が上げる運転再開の理由づけについても、「極めて多数の人の生存そのものにかかわる権利と、電気代が高いか低いかの問題などを並べて論じる」ことは「法的には許されない」と厳しく批判しています。

さらに、原発稼働がCO₂排出削減に資するとの言い分に対し、「福島原発事故は我が国始まって以来最大の公害、環境汚染」「環境問題を原子力発電所の運転継続の根拠とすることは甚だしい筋違い」と厳しく退けている。

そして判決は最後に、「地震列島日本には原発適地はどこにも存在しない」と断じています。

日本弁護士連合会会長声明は、「国民の生存を基礎とする人格権に基づき、国民を放射性物質の危険から守る画期的判決」と高く評価するとともに、政府には「本判決を受けて、従来のエネルギーを改め、速やかに原子力発電所を廃止し…原子力発電所の立地地域が…自律的發展ができるよう、必要な支援を行うことを強く求める」と要請しています。

NHKは昨年11月、世論調査で、鹿児島県の川内原子力発電所の再稼働について尋ねました。結果は、「賛成」「どちらかといえば賛成」が32%、「反対」「どちらかとい

えば反対」が57%と多数が再稼働を認めていません。

東京電力福島第一原発の事故から4年、国内にある全ての原発は運転を停止していますが、需要が集中した夏場も冬場も電力の需要が賄えており、「原発ゼロ」に進む条件が一層広がっています。政府は、原発の再稼働は断念すべきです。

以上の趣旨から、下記事項についてお願いいたします。

請願事項1. 全原発の再稼働の断念を求める意見書の提出を求めます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（榎戸陵友君）

以上で説明を終わります。

本件については、会議規則第89条の規定により、総務建設委員会に付託いたします。

○議長（榎戸陵友君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

[散会 13時25分]